

伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月23日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第1号

伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第241号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「対する」を「対し交付する」に、「における」を「の」に、「半期ごとに交付」を「1会計年度における上限額と」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の政務活動費は、当該会派の各四半期における政務活動（次条第1項に規定する政務活動をいう。）の実績に応じ、後払いにより交付する。ただし、議長が特に必要と認めた場合は、概算払をすることができる。

第3条第3項中「半期」を「年度」に改め、同条第5項を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（支出状況報告書の提出）

第6条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、各四半期の末日までに、当該四半期ごとの政務活動費支出状況報告書（様式第1号）を作成し、政務活動費の支出に係る領収書の原本、視察等報告書、会計帳簿の写し等の証拠書類を添えて、議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けようとする会派が解散したとき（議員の任期が満了し、又は議会が解散したときを含む。以下同じ。）は、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散のときから30日（その日が各四半期の末日以後の日にあたる場合は、解散の日の属する四半期の末日）以内に同項の政務活動費支出状況報告書を提出しなければならない。

第7条第1項中「経理責任者」を「代表者」に、「別記様式」を「様式第2

号」に改め、「政務活動費の支出に係る領収書等の証拠書類を添付して」を削り、同条第2項中「(議員の任期が満了し、又は議会が解散したときを含む。以下同じ。)」を削り、「経理責任者」を「代表者」に、「に前項」を「に同項」に改める。

第8条を次のように改める。

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、年度の途中の所属議員数の減少により当該会派に対して既に交付した政務活動費の総額が減少後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、減少が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに当該上回る額を市長に返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派は、年度の途中の解散により当該会派に対して既に交付した政務活動費の総額が解散前の所属議員数に基づいて算定した額を上回るときは、解散の日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに当該上回る額を市長に返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派は、この条例の規定に反する政務活動費の支出が認められるときは、当該支出した額に相当する額の政務活動費を市長に返還しなければならない。

第9条の見出し中「収支報告書」を「支出状況報告書等」に改め、同条第1項中「議長は、」の次に「第6条第1項又は第2項の規定により提出された政務活動費支出状況報告書及び」を加え、「収支報告書」を「政務活動費収支報告書(以下「支出状況報告書等」という。)」に改め、同条第2項中「前項の収支報告書」を「支出状況報告書等」に改める。

第10条中「第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書」を「支出状況報告書等」に改める。

別表中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

別記様式を次のように改め、同様式を様式第1号とする。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢崎市議会議長

会 派 名

代 表 者

印

年度政務活動費支出状況報告書（第 四半期）

伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、次のとおり 年度第 四半期（ 月から 月まで）の政務活動費支出状況を報告します。

1 支 出 状 況

（単位：円）

科 目	今期支出額	左のうち、 今期概算払受領済額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 ・ 会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 広 聴 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
人 件 費			
事 務 所 費			
合 計			

2 交付限度額 円

3 既交付額 円

4 今期請求額 円

5 未交付額 円

6 添付書類

(1) 領収書

(2) 視察等報告書

(3) 会計帳簿の写し

(4) その他政務活動費の支出に係る証拠書類

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢崎市議会議長

会 派 名
代 表 者

印

年度政務活動費収支報告書

伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、次のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 円

2 支出

（単位：円）

科 目	金 額	支出の主な内訳
調 査 研 究 費		
研 修 ・ 会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月23日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第2号

伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「規定」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第32条の2中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第45条第4項の表第32条及び第32条の2の項中「及び第32条の2」を削り、同表第50条第4項の項を次のように改める。

第50条第4項	審査請求人等から	審査請求人等又は諮問庁を通じて 指定管理者から
---------	----------	----------------------------

	審査請求人等（	審査請求人等及び諮問庁を通じて 指定管理者（

第46条第1号中「第2条第3項」を「第2条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第45条第4項の表第50条第4項の項の改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月23日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第3号

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「あるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある

職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月23日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第4号

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日

が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第1項中「している職員」の次に「（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第10条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）とする。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第11条第1項中「承認は、」の次に「伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第32号）第8条第1項に規定する」を、「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、「を承認されている職員」を「（以下「育児時間」という。）又は伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第12条に次の1項を加える。

2 部分休業をしている非常勤職員の給与の取扱いについては、常勤の職員との均衡を考慮して市長が定める。

第2条 伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

伊勢崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月23日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第5号

伊勢崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年伊勢崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「、第3項」を加える。

第5条中「以下」の次に「第6条の2、」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市職員退職手当基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 6 号

伊勢崎市職員退職手当基金条例を廃止する条例

伊勢崎市職員退職手当基金条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 62 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 7 号

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例

（伊勢崎市市税条例の一部改正）

第 1 条 伊勢崎市市税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 41 年度」を「平成 43 年度」に、「平成 31 年」を「平成 33 年」に改める。

附則第 16 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号アの項中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 2

8年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 伊勢崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第 8 1 条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第 8 1 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 4 4 4 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 4 4 4 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 8 1 条の次に次の 7 条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第 8 1 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第 8 1 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のため

に通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 8 1 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 9 0 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等（3 輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、別に定める。

第 8 2 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 2 号ア中

「

2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3, 6 0 0 円

3 輪のもの 年額 3, 9 0 0 円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6, 9 0 0 円

自家用 年額 1 0, 8 0 0 円

を

貨物用のもの

営業用 年額 3, 8 0 0 円

自家用 年額 5, 0 0 0 円

専ら雪上を走行するもの 年額 3, 6 0 0 円

」

「

(7) 2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3, 6 0 0 円

(イ) 3 輪のもの 年額 3, 9 0 0 円

(ウ) 4 輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6, 9 0 0 円

自家用 年額 1 0, 8 0 0 円

に改め、

b 貨物用のもの

営業用 年額 3, 8 0 0 円

自家用 年額 5, 0 0 0 円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

」

「

同号イ中 農耕作業用のもの 年額 2,400円
その他のもの 年額 5,900円 を

」

「

- (7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
 - (4) その他のもの 年額 5,900円
- に改める。

」

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項から第4項までの規定中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中

「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

2 前項に規定する軽自動車税の環境性能割の減免の額は、知事が自動車税の環境性能割を減免する額に相当するものとして市長が定める額とする。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「(以下この条において「初回車両番号指定」という。)」を削り、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

(伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年伊勢崎市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「伊勢崎市市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条	第82条	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年伊勢崎市条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条

附則第16条 の表第2号ア (イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定 により読み替えて適用される第82条 第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条 の表第2号ア (ウ) a の項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定 により読み替えて適用される第82条 第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条 の表第2号ア (ウ) b の項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定 により読み替えて適用される第82条 第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例（平成27年伊勢崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中伊勢崎市市税条例附則第7条の3の2第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中伊勢崎市市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の規定 平成29年4月1日
- (3) 第2条、第3条及び第4条の規定並びに附則第2条及び第4条の規定

平成 31 年 10 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 2 条の規定による改正後の伊勢崎市市税条例（附則第 4 条において「31 年新条例」という。）第 34 条の 4 の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 第 1 条の規定による改正後の伊勢崎市市税条例附則第 16 条の規定は、平成 29 年度分の軽自動車税について適用する。

第 4 条 31 年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31 年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 32 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 31 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 8 号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 の 5 の項中「2 の項」を「4 の項」に改め、同項を同表 7 の項とし、同表 4 の項(3)イ中「省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基準（以下この表に

において「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。)を「消費性能基準標準入力法に係る基準」に、「同号ロに規定する基準（以下この表において「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)を「消費性能基準モデル建物法に係る基準」に改め、同項を同表 6 の項とし、同表 3 の項中「1 の項」を「3 の項」に改め、同項を同表 5 の項とし、同表 2 の項を同表 4 の項とし、同表 1 の項中「(平成 27 年法律第 53 号)」を削り、同項(1)中「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)」を削り、同項(3)イ(イ)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。)第 8 条第 1 項第 1 号」を「省令第 10 条第 1 号」に改め、同項を同表 3 の項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 12 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「消費性能適合性判定」という。）を受ける者又は求める者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額（当該判定に係る建築物が 2 以上あるときは、建築物ごとに算出した額をそれぞれ合算した額）の手数料を納付しなければならない。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項又は第 2 項後段の規定による消費性能適合性判定 建築物内の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の床面積の合計が次の表の第 1 欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この表において「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基準（以下この表において「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。）に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第 2 欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下この表において「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第 3 欄に掲げる額

床面積	消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される場合の金額	消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される場合の金額
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	487,000円	220,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	599,000円	286,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	708,000円	345,000円
25,000平方メートル以上	808,000円	403,000円

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項又は第3項後段の規定による消費性能適合性判定 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が(1)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、建築物内の非住宅部分の床面積の合計が前項(1)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額（当該証明に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した額をそれぞれ合算した額）の手数料を納付しなければならない。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 9 号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 27 年伊勢崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 7 中「第 6 条の 4 第 2 項」を「第 6 条の 4 第 1 号」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第 2 備考 10 中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 10 号

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 141 号）

の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号及び第4号中「入院時生活療養費」を「入院時生活療養」に改める。

第3条第1項第1号中「3月31日」の次に「(4月1日生まれの者にあつては、15歳の誕生日の前日)」を加え、同項第2号エ中「程度が」の次に「最重度、」を、「重度」の次に「若しくは中度」を加え、「Aと」を「A1、A2、A3又はB1と」に改め、「障害)」の次に「又は障害の程度が軽度に相当する障害(療育手帳の判定欄にB2と記載される障害(18歳に達する日以後の最初の3月31日(4月1日生まれの者にあつては、18歳の誕生日の前日)までの者に限る。))」を加え、同項第3号中「の誕生日以降、」を「に達する日以後の」に改める。

第9条第1項第2号中「被保険者」の次に「及び群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条第3項第3号及び第4号の改正規定、第3条第1項第1号及び第3号の改正規定並びに第9条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療等に係る福祉医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療等に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月23日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 1 1 号

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市小口資金融資促進条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 2 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号を削る。

附則第 4 項中「平成 2 9 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 6 項中「平成 2 7 年度以前」を「平成 2 8 年度以前」に、「平成 2 9 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 9 年 3 月 2 3 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 1 2 号

伊勢崎市道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市道路標識の寸法を定める条例（平成 2 4 年伊勢崎市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中「1 1 8 の 3 - A」を「1 1 8 の 4 - A」に、「1 1 8 の 3 - B」を「1 1 8 の 4 - B」に、「1 1 8 の 4 - A」を「1 1 8 の 5 - A」に、「1 1 8 の 4 - B」を「1 1 8 の 5 - B」に改め、同条第 3 項中「1 1 8 の 3 - A ・ B」を「1 1 8 の 4 - A ・ B」に、「1 1 8 の 4 - A ・ B」を「1 1 8 の 5 - A ・ B」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月23日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第13号

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成24年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

境百々地区地区整備計画区域	伊勢崎都市計画境百々地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------	---------------------------------------

別表第2の2田中町地区地区整備計画区域の部(1)幹線道路沿道地区の款建築してはならない建築物の項中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類する令第130条の7の3で定めるもの」に改め、同表3伊勢崎駅周辺地区地区整備計画区域の部(1)駅南口西街区地区の款建築してはならない建築物の項、(2)駅南口東街区地区の款建築してはならない建築物の項及び(3)駅北口駅前広場地区の款建築してはならない建築物の項中「畜舎（」の次に「床面積の合計が」を加え、同表に次のように加える。

4 境百々地区地区整備計画区域

建築してはならない建築物	1	住宅
	2	共同住宅、寄宿舍又は下宿
	3	事務所
	4	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これら

に類する令第130条の6の2で定める運動施設

5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券
発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

6 学校

7 図書館、博物館その他これらに類するもの

8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令
第130条の4で定める公益上必要な建築物

9 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

10 病院

11 診療所

12 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これら
に類するもの

13 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに
類するもの

14 自動車教習所

15 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）

16 倉庫業を営む倉庫

17 畜舎（床面積の合計が15平方メートルを超える
もの）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成29年3月23日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

伊勢崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第16条第2項中「子を」を「子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）を」に、「又は介護休暇（当該職員が）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」に改め、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

第19条中「(平成3年法律第110号)」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定及び第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月23日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第15号

伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢崎市火災予防条例（平成17年伊勢崎市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法又は令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月23日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第16号

伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は勤務」を「勤務し、又は通学」に改める。

第5条第2項第2号を次のように改める。

(2) 第3条第1号に規定する資格を有しないこととなったとき。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 17 号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 33 条第 6 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、こ

の限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に、「第2条第12号の7に」を「第2条第12号の7の7に」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るもの）にあっては、当

該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改める。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加える。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項を削り、同条第11項を同条第10項とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪

以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 19 条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第 16 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第 16 条の 3 第 2 項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第 33 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第 33 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第 33 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 4 項」を「附則第 34 条の 2 第 1 項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第 1 項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第 2 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 9 項」を「附則第 34 条の 2 第 10 項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出

された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢崎市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。次項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（次項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを伊勢崎市市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（伊勢崎市市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年伊勢崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中伊勢崎市市税条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第3条を次のように改める。

（伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年伊勢崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の

項の左欄及び中欄中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

附則第 1 条第 2 号中「及び」の次に「第 3 条の規定並びに」を加え、同条第 3 号中「、第 3 条」を削る。

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 1 8 号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画税条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 5 項中「第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」を「第 2 7 項、第 3 1 項、第 3 5 項、第 3 9 項若しくは第 4 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の伊勢崎市都市計画税条例の規定は、平成 2 9 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 8 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 号）による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 6 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 19 号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 号中「26 万 5,000 円」を「27 万円」に改め、同条第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。